

令和 年 月 日

萩市長あて

相続人代表者指定(変更)届

地方税法第9条の2第1項の規定による被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)および還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり届け出ます。代表者の指定(変更)については、相続人全員の同意を得ております。

なお、当該相続財産およびこの届出の内容に関して万一争い等が起きた場合は、相続人が責任を持って対処することを誓約します。

被相続人 (死亡された方)	住 所			
	フリガナ 氏 名		生年月日	S・H・R 年 月 日
	死亡年月日	令和 年 月 日		
相続人 代表者	住 所			
	フリガナ 氏 名	自署又は記名押印		被相続人と の 続 柄
	生年月日	S・H・R	年 月 日	
	連絡先	()		
前相続人 代表者 (相続人代表変更 の場合のみ記入)	住 所			
	フリガナ 氏 名	自署又は記名押印		被相続人と の 続 柄
その 他 の 相 続 人	住 所	氏 名	続柄	

※その他の相続人の方の住所は、記載が可能なところまで記入をお願いします。

関係課(係) 確認印	市民税	/	固定税	/	軽自税	/	国保料	/	介護料	/	後期料	/

相続人の範囲

相続人の範囲は、民法で次のとおり定められております。

(1) 相続人の範囲

死亡した人の配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第1順位

死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫）が相続人となります。

第2順位

死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、近い世代である父母の方を優先します。

第2順位の方は、第1順位の方がいないとき相続人になります。

第3順位

死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子供

第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないとき相続人になります。

なお、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。

また、内縁関係の方は、相続人に含まれません。

★ 還付金の振込先連絡票

※ 税及び保険料の還付金が発生した場合は、相続人代表者様にお返しいたします。

還付金の振込先を下記へご記入ください。

(連絡先

) TEL

銀行	金融機関名		支店名		種別	口座番号								
						普通 当座								
ゆうちょ銀行	記号				番号									
フリガナ														
口座名義人														

※銀行またはゆうちょ銀行どちらかの口座を記入して下さい。
連絡先には、日中にご連絡がつく電話番号をご記入ください。

萩市収納課収納係
TEL0838-25-3575